

横手市農業委員会

令和6年度 第5回

農業委員会総会議事録

令和6年7月16日

令和 6 年度 第 5 回横手市農業委員会総会議事録

令和 6 年 7 月 16 日午前 10 時 00 分より下記案件審議につき、横手市農業委員会総会を浅舞地区交流センターに招集する。

記

1. 議事録署名委員の指名について
2. 議案第 23 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
3. 議案第 24 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について
4. 議案第 25 号 農地転用許可後の事業計画変更承認申請について
5. 議案第 26 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
6. 議案第 27 号 農用地利用集積計画審議について
7. 議案第 28 号 農用地利用集積等促進計画作成の要請について
8. 報告第 5 号 買受適格証明に伴う許可書の交付について

当日の出席委員

議席No.	委 員 氏 名	出欠	議席No.	委 員 氏 名	出欠
1	佐 藤 保	出	13	高 田 恵律子	出
2	佐々木 由紀子	出	14	近 江 清 廣	出
3	佐 藤 省 美	出	15	高 橋 馨	出
4	石 山 俊 彦	出	16	佐 藤 吉 治	出
5	佐々木 一 誠	出	17	高 橋 尚 也	出
6	千 葉 肇	出	18		欠
7		欠	19	高 橋 康 弘	出
8	高 橋 正 也	出	20	丹 波 賢太郎	出
9	佐 藤 勇	出	21	武 藤 吉 喜	出
10	小笠原 夏 子	出	22	木 村 由美子	出
11		欠	23	堀 江 一 彦	出
12		欠	24	飯 野 正 和	出

当日の欠席委員

7番 佐 藤 仁 委員
 11番 新 山 武 委員
 12番 千 田 誠 治 委員
 18番 小松田 英 人 委員

農業委員会事務局職員

農業委員会事務局	事務局長	岩瀬司
	局長代理兼農地振興係長	伊藤俊一
	総務係長	佐藤亨
	総務係主査	佐藤絹子
	農地振興係主査	佐々木真
	農地振興係主査	柴田正之
増田地域局	農委事務局主査	石橋大輔
平鹿地域局	農委事務局専門員	武田和典
雄物川地域局	農委事務局主査	菊谷仁志
大森地域局	農委事務局主査	高田真紀子
	農委事務局主事	須田萌々子
十文字地域局	農委事務局主査	原かおる
山内地域局	農委事務局副主査	土田学
	農委事務局主任	小徳真
大雄地域局	農委事務局主査	照井理香

議長	本日の出席者数は 20 名であります。 農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項に規定する定足数に達しておりますので、ただ今から第 5 回横手市農業委員会総会を開会いたします。
議長	日程 1、「議事録署名委員の指名について」本件につきましては、「横手市農業委員会総会会議規則」第 23 条第 2 項の規定に定める議事録署名委員について、慣例により当職より指名することにご異議ございませんか。
	(「異議なし」の声あり)
議長	ご異議がないようですので、当職より 9 番 佐藤 勇 委員 10 番 小笠原 夏子 委員 の両名を指名いたします。
議長	日程 2、「議案第 23 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について」を上程いたします。事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、ご説明いたします。申請案件は 11 件です。議案書 2 ページをご覧ください。 「1 番」は、横手地域局管内からの申請です。買受により経営規模の拡大をするものです。 「2 番」は、増田地域局管内からの申請です。後継者へ農地を部分贈与するものです。 「3 番」から「6 番」は、平鹿地域局管内からの申請です。 「3 番」、「4 番」は、買受により経営規模の拡大をするものです。議案書 3 ページをご覧ください。 「5 番」、「6 番」は、買受により経営規模の拡大をするものです。 「7 番」から「10 番」は、雄物川地域局管内からの申請です。 「7 番」は、農業廃止のため、知人へ農地を売却するものです。譲受人の住所が宮城県となっておりますが、本件申請地に隣接する宅地と住宅を購入しており、横手市へ転居予定とのことです。「8 番」は、買受により経営規模の拡大をするものです。議案書 4 ページをご覧ください。 「9 番」、「10 番」は、買受により経営規模の拡大をするものです。 「11 番」は、大雄地域局管内からの申請です。買受により経営規模の拡大をするものです。 以上、配布しております別紙資料「農地法第 3 条調査書」の受付番号 1 番から 11 番に記載されており、農地法第 3 条第 2 項の各号には該当しないことから、許可要件のすべてを満たしていると考えます。 説明は以上です。
議長	事務局の説明が終わりました。これより現地調査をされました委員の皆様から、補足等ありましたらご説明をお願いします。
	(特になし)

議長	それでは、この件に関しまして皆様からご質問等ございませんか。 (質問、意見等なし)
議長	ご質問がないようですので、お諮りします。「議案第 23 号」について、許可することに賛成の方は、挙手願います。
議長	(全員挙手)
議長	全員賛成ですので、「議案第 23 号」については、許可することに決定いたします。
議長	日程 3、「議案第 24 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について」を上程いたします。事務局の説明を求めます。
事務局	それではご説明いたします。議案書 6 ページをお開きください。申請件数は 1 件です。平鹿地域局管内からのものです。 農地区分です。申請地は、住宅の用若しくは事業の用に供する施設が連たんしている区域内にある農地であることから、「第 3 種農地」と判断します。 事業概要です。申請者は、申請地の隣にある老人福祉施設において雪捨て場の不足で苦慮していることを知り、隣地であるこの土地を施設の雪捨て場として整備し、貸付しようと選定したものです。 土地概要です。申請地は「横手市役所平鹿庁舎」から北西約 1 km に位置しており、登記地目は「田」現況地目は「田」となっています。隣接地の状況は、北側・西側・南側は宅地、東側は市道となっています。 資金計画です。全額自己資金で対応予定であり、金融機関の残高証明書により確認済みです。 排水計画です。雨水排水は自然流下、その他は特にありません。 被害防除については、特に周囲への影響はないと思われます。意見書は、土地改良区の管轄外です。他法令については、特にありません。 申請地は「第 3 種農地」であり「立地基準」を満たし、「一般基準」も満たしていることが書面等より確認できることから、許可相当に該当するものと考えます。 現地調査は、7 月 2 日、佐藤勇委員、飯野正和委員、松井覚推進委員と事務局で実施しています。 説明は以上です。
議長	事務局の説明が終わりました。これより現地調査をされました委員の皆様から、補足等ありましたらご説明をお願いします。 (特になし)
議長	それでは、この件に関しまして皆様からご質問等ございませんか。

16 番	<p>この 4 条申請ですが、本人が利用する雪捨て場ではなく、ただいまのご説明ですと、貸し付けしようとして申請されたということですね。契約がされていたのかいないのか確かではありませんが、短期間の契約期間であれば雪捨て場以外の他目的な使い方、転用の目的外の使われ方のおそれがあるのではないかと思っておりますけれども、果たして事務局としては本人が貸し付けるというところの担保として大体どれぐらいの期間を目安として 4 条申請として受理しておられるでしょう。</p> <p>他方、長期間の貸し付け、改正民法であれば 50 年が上限ですが、長期の契約であれば、通常は 4 条申請ではなく 5 条申請という選択があるように思います。この申請者とどのようなやり取りをされたのか伺います。</p> <p>実際、借り受けるかどうか不確かな段階で自分が使わずに雪捨て場として整地後転用し貸し付けるという申請自体どうかと思いますがいかがでしょう。</p>
事務局	<p>まず 4 条申請か 5 条申請かについてですが、現状農地のところを整地して農地以外のものにして使用する訳ですが、その法人が整備を行うのであれば、委員おっしゃる通り 5 条申請になるかと思います。今回、土地所有者が整備するところまで行い、整備後貸し付けるということでしたので 4 条申請と判断いたしました。</p> <p>次にその利用についてですが、今回の法人施設からの雪捨て場ということで、現実的に一冬の間雪を押していくと、やっぱり残念ながら雪でなくゴミの混入も相当と見込まれます。雪解け後、更にゴミを撤去して、また農地として使うことはできないと思われますので、夏場の運用予定は特にないというのが実情ですが、雪捨て場としての永年転用しかないだろうという判断です。</p>
16 番	<p>先ほどの説明ですと貸付しようとして申請したという説明ですけど、契約は特にしないわけですか。</p> <p>それから先ほど言った 5 条申請というのは、長期的な契約であれば申請の選択としては 5 条申請があるのではないかという意味でお話させていただいたところです</p>
事務局	<p>先ほど「貸付しようとする」と言いましたが、言い方が不適切ですみません。実際はもう既に話はまとまっています。</p>
16 番	<p>期間は何年契約ですか。要は契約期間が 1、2 年とか数年であれば、例えはよろしくないかもしませんけれども造成のみの宅地分譲を目的とする農地転用は認められませんが、これと似ているような感じがします。</p> <p>雪捨て場として整備した 1、2 年の契約が過ぎたら自由にいろんなものに転用できるというわけです。まさかそのような短期間の契約ではないというところをきちんと確かめた上での申請だと信じたいと思いますが、そのところはきちんと押された上で受け付けしたことでしょうか？</p>
事務局	<p>契約期間 20 年間となっております。</p>

16 番	<p>そこがポイントですから、長期間の契約をもって申請したという説明をいただければと思います。</p> <p>ただ事務局として、何年ぐらいまでという基準を内々にはお持ちになつたほうがよろしいのではないかと思います。以上です。</p>
議長	<p>ほかにご質問等ありませんか。</p>
議長	<p>ご質問がないようですので、お諮りします。「議案第 24 号」について、許可することに賛成の方は、挙手願います。</p>
	<p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、「議案第 24 号」については、許可することに決定いたします。</p>
議長	<p>日程 4、「議案第 25 号 農地転用許可後の事業計画変更承認申請について」を上程いたします。事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>それではご説明いたします。議案書 10 ページをお開きください。申請件数は 2 件です。</p> <p>「1 番」は、横手地域局管内からのものです。</p> <p>事業計画変更の概要です。当初事業計画者は、一般住宅建築を計画し、令和 5 年に農地法第 5 条による農地転用を申請、許可を受けておりました。しかしその後、一層の住宅価格の高騰により、計画続行が困難となつたまま、現在に至っております。最近になり、申請地隣の土地を所有する建設業者が、その土地で住宅展示場を建築することから、来客用駐車場の確保が急務となり、本申請地を整備することを計画しました。そのため、当該建設業者が事業承継者となり、事業計画変更を申請するものです。</p> <p>事業の実施状況です。所有権移転登記済み、造成・整地・建物の建築工事は未着手です。</p> <p>土地概要です。申請地は「朝倉地区交流センター」から北東約 1.7 km に位置しております。地目変更登記はまだ行われていないため、登記地目は現在も「田」となっております。隣接地の状況は、北側は宅地、東側・西側は田、南側は市道となっています。</p> <p>被害防除については、十分な緩衝地を設ける計画となっており、影響は無いものと思われます。</p> <p>現地調査は、7 月 2 日、堀江一彦委員と事務局で実施しております。</p> <p>「2 番」は、平鹿地域局管内からのものです。なお、対象地は議案第 24 号案件の隣地であることを申し添えます。</p> <p>事業計画変更の概要です。当初事業計画者は申請者の亡くなった父親であり、一般住宅建築を計画し、平成 7 年に農地法第 5 条による農地転用を申請、許可を受けておりました。しかしその後、借金を抱えたこと</p>

により資金捻出が困難となり事業続行が出来ないまま、現在に至っておりました。一方事業承継者は、申請地の隣に農地を所有していますが、この度、隣接する老人福祉施設の雪捨て場として整備することを計画しており、本申請地と併せてすることで十分な広さを確保出来ることから、中断している農地転用事業の承継者となり、事業計画変更を申請するものです。

事業の実施状況です。所有権移転登記済み、造成・整地工事は完了しております。建物の建築工事は未着手です。

土地概要です。申請地は「横手市役所平鹿庁舎」から北西約 1km に位置しております。地目変更登記はまだ行われていないため、登記地目は現在も「田」となっております。隣接地の状況は、北側は田、東側は市道・西側・南側は宅地となっています。

被害防除については、特に周囲への影響は無いものと思われます。

現地調査は、7月2日、佐藤勇委員、飯野正和委員、松井覚推進委員と事務局で実施しています。

説明は以上です。

議長

事務局の説明が終わりました。これより現地調査をされました委員の皆様から、補足等ありましたらご説明をお願いします。

(特になし)

議長

それでは、この件に関しまして皆様からご質問等ございませんか。

(質問、意見等なし)

議長

ご質問がないようですので、お諮りします。「議案第25号」について、許可することに賛成の方は、挙手願います。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、「議案第25号」については、許可することに決定いたします。

議長

日程5、「議案第26号 農地法第5条の規定による許可申請について」を上程いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

それではご説明いたします。議案書14ページをお開きください。申請件数は全部で6件になります。

「1番」は、横手地域局管内からのものです。

農地区分です。申請地は、都市計画法に規定する用途地域が定められている区域内にあるため、「第3種農地」と判断します。

事業概要です。譲受人夫婦は、家事の協力を得られる実家近くで住宅の新築を計画し、宅地を探しておりましたが、適地が見つからず、申請地は市道に面して利便性がよいこともあり、農地ではありますが適地と

して選定したものです。

土地概要です。申請地は「平鹿地域振興局」から北東約 400mにある農地で、登記地目・現況地目とも「田」となっております。隣接地の状況は、北側は市道、西側・東側は宅地、南側は現況畑となっています。

資金計画です。全額借入資金で対応することで、金融機関の融資提案書により確認済みです。

排水計画です。汚水・生活雑排水は公共下水道を利用、雨水排水は市道側溝へ自然流下により放流する計画です。

被害防除については、畑のある南側に緩衝地を設ける計画となっており、周囲への影響はないと思われます。

意見書は、土地改良区の管轄外のため、ありません。

他法令については、特にありません。

申請地は「第3種農地」であり「立地基準」を満たし、「一般基準」も満たしていることが書面等より確認できることから、許可相當に該当するものと考えます。

現地調査は、7月2日、堀江一彦委員と事務局で実施しております。

「2番」も、横手地域局管内からのものです。

農地区分です。申請地は、都市計画法に規定する用途地域が定められている区域内にあるため、「第3種農地」と判断します。

事業概要です。譲受人は不動産業者であり、この度中古住宅を購入しましたが、駐車スペースが不足しており、その近くである申請地は、宅地に隣接して立地しており、その住宅の駐車場として有効に利用できると判断したものです。

土地概要です。申請地は「市役所本庁舎」から北東約 550mにある農地で、登記地目・現況地目とも「畑」となっております。隣接地の状況は、北側・西側は宅地、南側は公衆用道路・東側は原野及び宅地となっています。

資金計画です。全額自己資金で対応予定であり、金融機関の残高証明書により確認済みです。

排水計画です。雨水排水は自然流下、その他は特にありません。

被害防除は、特に周囲への影響はないと思われます。

意見書は、土地改良区の管轄外です。他法令については、特にありません。

申請地は「第3種農地」であり「立地基準」を満たし、「一般基準」も満たしていることが書面等より確認できることから、許可相當に該当するものと考えます。

現地調査は、7月2日、堀江一彦委員と事務局で実施しております。

続いて、16ページとなります。

「3番」も横手地域局管内からのものです。

農地区分です。申請地は、横手農業振興地域整備計画において、農用地等として利用すべき土地として定められた土地の区域内にある農地であるため、「農用地区域内農地」と判断します。

事業概要です。借受人は、横手市が発注する水道管工事を受注しました。現場近くに資材置場及び仮設事務所用地を確保する必要が生じましたが、他に適地が見付からなかつたため、農地でありますか申請地をや

むなく選定したものです。

土地概要です。申請地は、「旭地区交流センター」から南東約 1km に位置しており、地目は登記・現況とも「田」となっています。隣接地の状況は、西側は法定外公共物を挟んで市道、北側・東側は法定外公共物、南側は田となっています。

資金計画です。全額自己資金で対応するとのことで、金融機関の残高証明書により確認済です。

排水計画です。汚水は汲み取り。雨水排水は自然流下させる計画です。

被害防除については、緩衝地を設ける計画となっており、周囲への影響はないと思われます。

意見書は、秋田県南旭川水系土地改良区から、差し支えない旨の意見書が交付されています。

他法令については、特にありません。

申請地は「農用地区域内農地」であります。一時的な利用に供するものであり「立地基準」を満たし、「一般基準」も満たしていることが書面等より確認できることから、許可相當に該当するものと考えます。

現地調査は、7月2日、堀江一彦委員と事務局で実施しております。

「4番」も横手地域局管内からのものです。

農地区分です。申請地は、横手農業振興地域整備計画において、農用地等として利用すべき土地として定められた土地の区域内にある農地であるため、「農用地区域内農地」と判断します。

事業概要です。借受人は2011年に設立された、水稻及び椎茸の生産販売を主な事業としている農事組合法人です。営農の拡大に伴い雇用が増えることと、機械倉庫の拡充が必要であるため、休憩所と機械倉庫を移転新設しようとするもので、その目的に即した場所として、借受人の農地に隣接した当地を最適地として選定したものです。

土地概要です。申請地は「朝倉地区交流センター」から北西約 1.5km にある農地で、登記地目・現況地目とも「田」となっています。隣接地の状況は、北側は申請者所有の農地、西側は用水路を挟み田、南側は田、東側は市道となっています。

資金計画です。自己資金と補助金で対応予定であり、金融機関の残高証明書と事業実施計画書、内示通知により確認済みです。

排水計画です。汚水は汲み取り、生活雑排水は溜柵で受けて残渣などを取り除いて放流、雨水排水は自然流下させる計画です。

被害防除は、農地が隣接する南側は法面保護する計画であり、特に周囲への影響はないと思われます。

意見書は、秋田県南旭川水系土地改良区から、差し支えない旨の意見書が交付されています。

他法令については、特にありません。

申請地は「農用地区域内農地」であります。農用地利用計画において指定される用途に供することから、農地法第5条第2項の不許可の例外に該当し「立地基準」を満たし、「一般基準」も満たしていることが書面等より確認できることから、許可相当に該当するものと考えます。

現地調査は、7月2日、堀江一彦委員と事務局で実施しております。

続いて、18 ページとなります。

「5 番」は、大森地域局管内からのものです。

農地区分です。申請地は、横手農業振興地域整備計画において、農用地等として利用すべき土地として定められた土地の区域内にある農地であるため、「農用地区域内農地」と判断します。

事業概要です。譲受人は、大森地区において大規模に農業を行っておりますが、当地区内に米の乾燥調製施設を整備するため、その目的に即した場所として、申請地を適地として選定したものです。

土地概要です。申請地は、「横手市役所大森庁舎」から北東約 900m に位置しており、登記地目・現況地目とも「田」となっています。隣接地の状況は、北側は県道、西側は田、東側は原野・南側は堤防となっています。

資金計画です。全額借入資金で対応することで、金融機関の融資証明書により確認済みです。

排水計画です。汚水・生活雑排水は合併浄化槽で処理、雨水排水は既存の水路及び側溝へ放流させる計画です。

被害防除については、法面保護及び十分な緩衝地を設ける計画となっており、周囲への影響はないと思われます。

意見書は、山城水系土地改良区から、差し支えない旨の意見書が交付されています。

他法令については、特にありません。

申請地は「農用地区域内農地」でありますが、農用地利用計画において指定される用途に供するものであることから、農地法第 5 条第 2 項の不許可の例外に該当し「立地基準」を満たし、「一般基準」も満たしていることが書面等より確認できることから、許可相当に該当するものと考えます。

現地調査は、7 月 2 日、丹波賢太郎委員と事務局で実施しています。

「6 番」は、山内地域局管内からのものです。

農地区分です。申請地は、横手農業振興地域整備計画において、農用地等として利用すべき土地として定められた土地の区域内にある農地であるため、「農用地区域内農地」と判断します。

事業概要です。借受人は建設会社であり、東日本高速道路株式会社が発注する、秋田自動車道 4 車線化工事の一環である山内篠地区から山内大沢地区までの土工・橋梁下部・トンネル工事を受注しました。工事実施に伴い、事務所、宿舎、駐車場及び資材置場の用地が必要となり、現場周辺で宅地や雑種地を検討しましたが条件を満たす土地が見付からなかつたため、農地でありますかが申請地を止む無く選定したものです。

土地概要です。申請地は、「横手市役所山内庁舎」から南東約 1.5 km に位置しております、登記地目・現況地目とも「田」となっています。隣接地の状況は、北側は県道、西側は田、東側は宅地、南側は山林となっています。

資金計画です。全額自己資金で対応することで、金融機関の残高証明書により確認済みです。

排水計画です。汚水・生活雑排水は、敷地内に設ける合併浄化槽で適切に処理します。雨水排水は、アスファルト舗装に勾配を設け、用地周

	<p>辺の側溝に自然流下させる計画です。</p> <p>被害防除については、緩衝地を設けるとともにシートで覆うことにより土砂の流出防止を図ります。また、日照、通風に影響がないように建物の高さを2階までとする計画となっており、周囲への影響はないと思われます。</p> <p>意見書は、土地改良区の管轄外であり、特にありません。</p> <p>他法令については、特にありません。</p> <p>申請地は農用地区域内農地ですが、一時的な利用に供するために行うものであって、当該利用の目的を達成するうえで当該農地を供することが必要と認められるものであることから、農地法施行令第11条第1項第1号の不許可の例外に該当し立地基準を満たしており、一般基準も満たしていることが書面等により確認できることから、許可相当に該当するものと考えます。</p> <p>現地調査は、7月5日、高橋正也委員と事務局で実施しています。</p> <p>説明は以上です。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりました。これより現地調査をされました委員の皆様から、補足等ありましたらご説明をお願いします。</p>
	(特になし)
議長	それでは、この件に関しまして皆様からご質問等ございませんか。
16番	<p>この議案の番号「5番」について、ちょっと心配で確認したいのですが、転用的にはご説明の通りだというふうに思いますけれども、ただこれ農用地利用計画の変更を伴います。その転用の担保を取った上で計画変更により農業上の用途区分を農地から農業用施設に変えるものだと思いますが、この完工が10月31日とありますけれども、これは農振側との日程の関係で大丈夫でしょうか。</p>
事務局	こちらにつきましては、既に変更済となっております。
16番	それは、転用の見込みについて農振側にきちんとご説明した上で手続きをとったということですね。
事務局	そうです。
16番	本来は、こちらの転用の承認を踏まえた上で、農用地利用計画の変更をすべきではないのかなと思います。以上です。
議長	ほかにご質問等ありませんか。
	(質問、意見等なし)
議長	ご質問がないようですので、お諮りします。「議案第26号」について、

	許可することに賛成の方は、挙手願います。
	(全員挙手)
議長	全員賛成ですので、「議案第 26 号」については、許可することに決定いたします。
議長	日程 6、「議案第 27 号 農用地利用集積計画審議について」を上程いたします。
事務局	はじめに、「整理番号 792 番」は、議席番号 17 番 高橋尚也委員の関連案件となっておりますので、「農業委員会等に関する法律」第 31 条の規定に基づく、「議事参与の制限」により、本案件の議事開始から終了まで退席をお願いします。
	(議席番号 17 番 高橋尚也委員 一時退席)
議長	「整理番号 792 番」について、事務局の説明を求めます。
事務局	それではご説明いたします。議案書 26 ページの「整理番号 792 番」は、農地中間管理事業により農地中間管理機構である秋田県農業公社が利用権設定により農地中間管理権を取得し、7 月 17 日付で農用地利用集積計画の公告により農家に貸し付ける予定となっております。 本農用地利用集積計画につきましては、配布しております別紙資料「旧農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項」に規定する要件に該当するものと判断いたします。 説明は以上です。
議長	事務局の説明が終わりました。 それでは、この件に関しまして皆様からご質問等ございませんか。
	(質問、意見等なし)
議長	ご質問がないようですので、お諮りします。「整理番号 792 番」について、承認することに賛成の方は、挙手願います。
	(全員挙手)
議長	全員賛成ですので、「整理番号 792 番」については、承認することに決定いたします。 退席委員の入場を認めます。
	(議席番号 17 番 高橋尚也委員 着席)

議長	次に、議事参与の制限の案件を除く「整理番号 757 番」から「整理番号 912 番」について、事務局の説明を求めます。
事務局	<p>それではご説明いたします。はじめに所有権移転になります。</p> <p>議案書 22 ページの「整理番号 757 番」から「整理番号 760 番」の 4 件は、秋田県農業公社が出し手農家から農地を買い入れるものとなっております。令和 6 年 9 月総会以降に農家に売り渡す予定となっております。</p> <p>議案書 22 ページの「整理番号 761・762 番」の 2 件は、秋田県農業公社が出し手農家から買い入れしていた農地を受け手農家に売り渡すものとなっております。</p> <p>次に相対による利用権設定になります。議案書 23 ページの「整理番号 763 番」から議案書 24 ページの「整理番号 774 番」までの 12 件は、再設定が 7 件、新規設定が 5 件となっております。</p> <p>続きまして、農地中間管理事業になります。議事参与の制限の案件を除く議案書 24 ページの「整理番号 775 番」から議案書 38 ページの「整理番号 905 番」までの 130 件は、農地中間管理事業により農地中間管理機構である秋田県農業公社が利用権設定により農地中間管理権を取得し、7 月 17 日付で農用地利用集積計画の公告により農家に貸し付ける予定となっております。</p> <p>最後に、利用権の移転になります。議案書 39 ページの「整理番号 906 番」から「整理番号 912 番」の 7 件は、現在の受け手農家から新たな受け手農家へ、賃借料や契約残存期間について、同一条件で権利を移転するものとなっております。なお、共有地及び未相続地に係る利用権設定については、二分の一を超える共有持分を有する者の同意を得ていることを確認しております。</p> <p>本農用地利用集積計画につきましては、配布しております別紙資料「旧農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項」に規定する要件に該当するものと判断いたします。</p> <p>説明は以上です。</p>
議長	事務局の説明が終わりました。この件に関しまして、皆様からご質問等ございませんか。
	(質問、意見なし)
議長	ご質問がないようですので、お諮りいたします。議事参与の制限の案件を除く「整理番号 757 番」から「整理番号 912 番」について、承認することに賛成の方は挙手願います。
	(全員挙手)
議長	全員賛成ですので、議事参与の制限の案件を除く「整理番号 757 番」から「整理番号 912 番」については、承認することにいたします。
議長	以上をもって、「議案第 27 号」については、「異議ないものと認める。」

	との意見を付して、横手市長に答申することに決定いたします。
議長	日程 7、「議案第 28 号 農用地利用集積等促進計画作成の要請について」を上程いたします。事務局の説明を求めます。
事務局	<p>それではご説明いたします。議案書 42 ページの「整理番号 49 番」から「整理番号 55 番」の 7 件は、現在の受け手農家から新たな受け手農家へ、賃借料や残存契約期間について原契約と同一条件で利用権を移転するものとなっております。今後、農用地利用集積等促進計画作成の要請を受けた農地中間管理機構である秋田県農業公社が促進計画を決定し、県への認可申請を行い、令和 6 年 8 月 30 日付けで県が公告するものとなっております。なお、本農用地利用集積等促進計画につきましては、配布しております別紙資料「農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 5 項」に規定する要件に該当するものと判断いたします。</p> <p>説明は以上です。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりました。この件に関しまして、皆様からご質問等ございませんか。</p> <p>(質問、意見なし)</p>
議長	<p>ご質問がないようですので、お諮りいたします。「議案第 28 号」について、承認することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、「議案第 28 号」については、承認することにいたします。</p>
議長	日程 9、「報告第 5 号 買受適格証明に伴う許可証の交付について」を上程いたします。事務局の報告を求めます。
事務局	<p>それでは、ご説明いたします。報告案件は 1 件です。議案書 44 ページをご覧ください。</p> <p>5 月総会において買受適格証明を受けた最高価格申出人です。6 月 5 日付け農地法第 3 条の規定による許可申請があり、買受適格証明書交付時と事情に相違ないことを確認し、横手市農業委員会会長専決規定第 2 条第 2 号により許可書を交付しております。</p> <p>説明は以上です。</p>
議長	<p>事務局の報告が終わりました。</p> <p>これより、現地調査をされました委員から、補足等ありましたらご説明をお願いします。</p>

	(特になし)
議長	この件に関しまして、皆様からご質問等ございませんか。
	(質問、意見等なし)
議長	ご質問がないようですので、「報告第5号」の報告を終わります。
議長	以上をもちまして、第5回総会を閉会します。 ご協力ありがとうございました。
	(10時51分)閉会

上記会議の顛末を記録し、その内容の相違ないことを証するためここに署名する。

横手市農業委員会

令和6年7月16日

議長 飯野 正和

署名委員 佐藤 勇

署名委員 小笠原 夏子